

令和5年6月2日三春町議会定例会6月会議を三春町議会議場に招集した。

1 応招議員・不応招議員

1) 応招議員（14名）

1番 本 田 忠 良	2番 橋 本 善 次	4番 新 田 信 二
5番 山 崎 ふじ子	6番 鈴 木 利 一	7番 佐 藤 一 八
8番 三 瓶 文 博	9番 松 村 妙 子	10番 篠 崎 聡
11番 佐久間 正 俊	12番 橋 本 善一郎	13番 影 山 常 光
15番 影 山 初 吉	16番 佐 藤 弘	

2) 不応招議員（なし）

2 会議に付した事件は次のとおりである。

議案第46号 三春中学校校舎及び体育館LED改修工事請負契約について

議案第47号 三春町第三セクターへの公的支援について

議案第48号 町道路線の認定について

議案第49号 三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第50号 三春町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案第51号 令和5年度三春町一般会計補正予算（第2号）について

議案第52号 令和5年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第53号 令和5年度三春町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

《議員提出議案》

発委第 5号 三春町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

令和5年6月2日（金曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 本 田 忠 良	2番 橋 本 善 次	4番 新 田 信 二
5番 山 崎 ふじ子	6番 鈴 木 利 一	7番 佐 藤 一 八
8番 三 瓶 文 博	9番 松 村 妙 子	10番 篠 崎 聡
12番 橋 本 善一郎	13番 影 山 常 光	15番 影 山 初 吉
16番 佐 藤 弘		

2 欠席議員は次のとおりである。

11番 佐久間 正 俊

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局 長	永山 晋	書記	橋本 和宜
		書記	佐藤 祐梨子

4 地方自治法第 121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	坂 本 浩 之
副 町 長	伊 藤 朗

総 務 課 長	宮 本 久 功	財 務 課 長	菊 田 誠 子
企 画 政 策 課 長	渡 辺 淳	住 民 課 長	佐久間 島 宏
税 務 会 計 課 長	荒 井 公 秀	保 健 福 祉 課 長	佐久間 美代子
子 育 て 支 援 課 長	影 山 清 夫	産 業 課 長	遠 藤 晃
建 設 課 長	新 野 恭 朗	企 業 局 長	大 内 広 三
教 育 長	添 田 直 彦	教 育 次 長 兼 教 育 課 長	藤 井 康
生 涯 学 習 課 長	鳴 原 健 二		

農 業 委 員 会 会 長	橋 本 正 亀
---------------	---------

代 表 監 査 委 員	鈴 木 輝 夫
-------------	---------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和5年6月2日（金曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議日程の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案の提出
- 第 5 町長挨拶並びに提案理由の説明
- 第 6 議員及び委員会提出議案の趣旨説明
- 第 7 議案の質疑
- 第 8 議案の委員会付託

第 9 陳情事件の委員会付託

第 10 報告事項

6 会議次第は次のとおりである。

(開会 午前10時00分)

…………… 開議宣言 ……………

○議長 おはようございます。

○議長 ただ今出席している議員は13名であります。したがって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しており、会議は成立しました。

○議長 ただ今から、令和5年三春町議会定例会6月会議を開きます。

それでは、脱衣を許します。

○議長 お諮りします。本定例会の議事日程は掲載した令和5年三春町議会定例会6月会議議事日程のとおりとすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって掲載の議事日程のとおり決定しました。

…………… 会議録署名議員の指名 ……………

○議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番本田忠良議員、2番橋本善次議員の両名を指名します。

…………… 会議日程の決定 ……………

○議長 日程第2、会議日程の決定を議題とします。

お諮りします。令和5年三春町議会定例会6月会議の日程は、本日から6月7日までの6日間としたいと思いますが、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、定例会6月会議の日程は、本日から6月7日までの6日間とし、掲載した会議日程のとおりとすることに決定しました。

…………… 諸般の報告 ……………

○議長 日程第3、諸般の報告をします。

地方自治法第121条第1項の規定に基づき、本日の執行側からの出席者は、掲載してある届出の写しのとおりであり、議場の席次については、掲載してある「議場席次図」のとおりであります。

また、出納検査の結果について、監査委員より、令和4年度第12回、令和5年度第1回、第2回の検査報告があり、その写しを掲載しましたので了承願います。

…………… 議案の提出 ……………

○議長 日程第4、議案の提出を行います。

提出議案は、掲載の議案第46号「三春中学校校舎及び体育館LED改修工事請負契約について」から、発委第5号「三春町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」までの9議案です。

…………… 町長挨拶並びに提案理由の説明 ……………

○議長 日程第5、町長挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

坂本町長。

○町長 令和5年三春町議会定例会6月会議が開催されるにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

5月8日から「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の位置付けが5類感染症に変更されました。

この位置付けの変更に合わせて国の基本的対処方針も廃止されたことから、役場では、原則、職員のマスク着用は個人の判断とすることや来客対応カウンターのパーティションは必要最低限を残して撤去するなどの対応を行うことといたしました。

また、これまで三春町新型コロナウイルス感染症対策本部から発出した指針に基づく対応などが5月7日で終了するといった内容について、各行政区長や各まちづくり協会長へ周知を図ったところです。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期間に及びましたが、今後は、各自の自主的な対応や判断のもと、以前のような地域活動・社会経済活動を取り戻していければと考えているところです。

次に、4月1日から町が担うことになった田村西部環境センターの運営管理、し尿等の収集・運搬、浄化槽清掃の各業務については、大きな混乱もなく、スタートを切ることができました。

田村広域行政組合の解散に伴う対応となりましたが、広域行政の観点は、今後、ますます重要になってくるとの認識のもと、田村市、小野町との連携については、今後も進めていきたいと考えております。

具体的には、3月20日に観光分野での連携を図るため、たむら地方観光連絡協議会を設立し、4月17日には子育て分野での連携を図るため、ベビーファースト宣言を3市町合同で行ったところであり、田村地域の持続可能な発展に向け、幅広い分野での3市町の連携を強化してまいります。

次に、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた町民や町内事業者に対する対応についてであります。

物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担軽減をいち早く図るため、低所得の子育て世帯に対して、児童1人当たり5万円を給付する事業や住民税非課税世帯に対して、1世帯当たり3万円を給付する事業に現在取り組んでおります。

これらの支援策に加え、「電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を活用し、物価高騰などの影響を受けた生活者支援や事業者支援を実施するため、関連する補正予算を本定例会に上程しており、様々な支援を実施していきたいと考えております。

それでは、今回の6月会議に提案いたしました議案について、その概要を説明いたします。

配布いたしました議案書、議案説明書のとおり、工事請負契約に係る議案が1件、第三セクターへの公的支援に係る議案が1件、町道路線の認定に係る議案が1件、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定など、条例改正に係る議案が2件、補正予算に係る議案が3件で、計8議案になっております。

報告事項は、専決処分が2件、予算の繰越しが5件であります。

慎重に審議されまして、全議案可決いただきますようお願い申し上げます。令和5年三春町議会定例会6月会議の開会にあたっての挨拶といたします。

…………… 議員及び委員会提出議案の趣旨説明 ……………

○議長 日程第6、議員及び委員会提出議案の趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長 発委第5号「三春町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」。規則改正の内容につきましては、掲載いたしました提出議案書のとおりであります。

令和5年6月2日提出

提出者 三春町議会議会運営委員会委員長 山崎ふじ子

以上、提出するものであります。ご審議のうえ、可決くださいますよう、よろしく願いいたします。

…………… 議案の質疑 ……………

○議長 日程第7、会議規則第37条の規定により、提出議案に対する質疑を行います。

これは、議案第46号から発委第5号までの提案理由の説明に対する質疑です。

○議長 議案第46号「三春中学校校舎及び体育館LED改修工事請負契約について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第47号「三春町第三セクターへの公的支援について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第48号「町道路線の認定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第49号「三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第50号「三春町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第51号「令和5年度三春町一般会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第52号「令和5年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第53号「令和5年度三春町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

発委第5号「三春町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

……………**議案の委員会付託**……………

○議長 日程第8、議案の委員会付託を行います。

ただ今、議題となっている議案第46号から発委第5号までは、掲載した議案付託表のとおり、各常任委員会並びに全員協議会に付託し審査とすることに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会並びに全員協議会に付託、審査することに決定しました。

なお、付託以外の議案についても、各常任委員会において審査されるよう願います。

……………**陳情事件の委員会付託**……………

○議長 日程第9により、陳情事件の委員会付託を行います。

陳情事件第5号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書」並びに、陳情事件第6号「森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める陳情書」の委員会付託につきましては、掲載した陳情事件文書表のとおり付託することに、異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、陳情事件文書表のとおり、各常任委員会に付託することに決定しました。

……………**報告事項**……………

○議長 日程第10、報告事項について、報告第1号「専決処分の報告について」から、報告第7号「令和4年度三春町下水道事業等会計予算の繰越しについて」まで、町長より報告がありました。このことについては掲載のとおりですので、了承願います。

……………**散会宣言**……………

○議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これにて散会します。ご苦労様でした。

（散会 午前10時14分）





地とのネットワーク、お互いの拠点環境の整備が必要になると思います。

4点目。モンベルストア誘致について、町民への理解と町活性化への期待感を持たせていただきたい。そして持ちたい。長期展望に立って、町民との政策の共有を図るべきだと思います。ぜひ具体的な町長の考えをお聞かせください。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 おはようございます。第1の質問にお答えします。

1点目の基本協定、施設整備の合意の内容についてであります。去る3月15日に、「アウトドア環境創出拠点施設の整備に係る基本合意書」というものをモンベルと締結しております。

合意内容についてですが、1つ目が、「三春町がアウトドア環境創出の拠点として、モンベルストアの運営が可能な施設を整備すること」、次に、「モンベルは整備された施設において、店舗の運営を行うこと」、3つ目に、「三春町とモンベルは、合意した内容の実現に向けて、今後も誠意を持って協議をしていくこと」の3点になります。

2点目の三春町への経済効果、三春の里との相乗効果をどのように考えるかについてですが、モンベルが持っている集客能力により、年間で現在約20万人の方が三春の里に訪れております。この集客数の大幅な増加にも期待しているところでもあり、お質しのとおり、三春の里とモンベルストアの相乗効果が最大限に発揮できるよう対応していきたいと考えております。

そして、三春の里・三春ダム周辺に多くの方々に訪れていただき、その方々が町内を周遊し、買物や飲食、宿泊などをしてもらうことで、地域全体への経済効果につなげていきたいと考えております。

また、三春町以外の周辺の地域資源との競合についてですが、広域的な観点から、他の市町村とも連携することで、双方向の周遊につながるような取組みができればと考えているところでもあります。そうした意味において、三春町に訪れた方々がアウトドア・アクティビティに係る魅力的な資源を有する県内の様々な市町村に訪れていただくための拠点・玄関口の役割も担っていききたいと考えております。

3点目のサイクリングルートなどの受入体制、広域的な周辺拠点との連携についてですが、モンベルから提案のあった「アウトドア環境創出ランドデザイン」では、トレッキングやサイクリングといった移動手段で、様々な地域の自然を体感し、地域の歴史や文化なども楽しみながら旅をする新しい形の「ジャパンエコトラック」の提案があり、具体的な内容として、サイクリングルートの提案がなされています。

サイクリングルートの設定に当たっては、案内標識やマップの作成、鉄道やタクシーなどの公共交通機関との連携など、お質しの受入体制の整備が重要であるとの内容になっており、今後、具体的な体制整備に向けた検討を進めていきたいと考えております。

また、サイクリングルートの提案においては、周辺市町村も含めたなかでのルートの提案がなされており、広域的な周辺拠点との連携も重要なため、今後、併せて検討していきたいと思っております。

4点目のモンベルストアの誘致に係る町民の理解と共有についてであります。まず、モンベルは国内トップクラスのアウトドアメーカーであり、「地域の魅力発信やエコツーリズムの促進により地域経済の活性化を図ること」や「自然体験の促進により環境保全の意識を醸成すること」、さらには「防災意識と災害対応力の向上」といった内容を企業のミッションと

して掲げ、全国の地方自治体や企業、大学等と連携協定を締結し、様々な社会貢献活動を展開しております。

福島県内においても、三春町をはじめ、福島県や会津若松市、喜多方市、猪苗代町など、三春町を含め17の地方自治体で連携協定を締結しているところでもあります。

また、モンベルの辰野会長は、三春町の名誉町民である故 田部井淳子さんと、生前、懇意にしていたことがあり、田部井さんが1991年に南極大陸最高峰の山に登頂した際には、モンベルが登山用具を提供するなど、三春町とも縁のある企業になります。

さらに、モンベルは「モンベルクラブ」という有料の会員組織を有しており、登録者数は100万人を超え、地域の特産品や観光、イベントなど様々な情報を会員に向けて発信することが可能です。

今回のモンベルの誘致については、こうしたモンベルが有する魅力や資源、ノウハウなどを提供していただき、三春町への新たな人の流れを生み出すための企業誘致と考えております。

三春町に訪れていただくためのきっかけづくりをモンベルに担っていただき、三春町を訪れた方々が町内を周遊し、買い物や飲食、宿泊などをしてもらうことで、地域全体の活性化につなげていくための取組みになります。

こうした内容や事業の状況については、議会をはじめ、町民の皆様との情報共有を図りながら進めていきたいと考えており、改めて皆様のご理解をお願い申し上げます。

○議長 質問があればこれを許します。

影山常光議員。

○13番(影山常光議員) ただいま町長より説明をいただいたところですが、2～3点再質問させていただきます。

まず、1点目のモンベルとの基本協定合意書の内容ですけれども、内容的に簡単な合意内容なんだなという感触を受けます。そういう中で、今議会に第三セクター支援の議案等も挙げられているわけですけれども、今後さらに内容について詰めていく、進めていくということになるのかと思いますけれども、その辺についてお伺いをいたします。

また、公設民営方式については、町が国のDX推進法の補助を受ける関係上なのか。国内に約140店舗あるというモンベルストアでございますけれども、中には町が補助金を交付して、モンベルストアのほうで建築したということもあるかのように聞いております。その公設民営として決定したとも言いますか、取り組んだその辺の考えもお聞かせいただきたいと思います。

続いて、2点目の町の周辺資源でございますけれども、三春町には登山は無理としても、そのような山はないかと思います。しかし、ハイキングやトレッキングコース、そういうものを、この拠点周辺からの周遊の中で整備する考え等があるのかどうか。さらに、三春の里のリニューアルを考えると、私は常々三春の里が駐車場から見えるように整備した、これは駐車台数の確保もさることながら、道路からの視認性を確保したことについて、大変称賛しております。そして、今回のモンベル誘致に当たって、建物や農村公園の変更やコテージの需要など、指定管理の考え方も変更せざるを得ないのかと思います。どのような三春の里の経営形態変更を予想しているのか。第三セクターとはいえ別法人ですので、答えられる範囲内でお答えをいただきたいと思います。

3点目。ぜひ広域的な、郡内のみならず連携について進めていただきたいと思いますが、その中で地域住民の生活、日常交通インフラの安全性等について、最近、サイクリング客見

かけるようになりました。これらの計画が進んでくると、やはりサイクリング客が結構多く見かける、何ていうんですか、通行するというか、そういう状況になると思うんですが、やはり交通インフラですね。まだまだ今、車が通って、上り坂なんかで、前、自転車が行くと、やはり一生懸命上り坂越えて登りますよね。そうすると、やはりふらついたり、危険な感じ、そういうことを受けたというようなことで、今までそういうサイクリング等あった場合について、どこが主催者なのかというような問合せも受けたりしているところでございます。ぜひこれらの観光対策と同時に、地域交通インフラの安全性についても考えていただきたいなと思っております。

そして、4点目の観光の一大拠点としての考え方、見えてきたと思います。すばらしい答弁をいただいたと思っております。1点、2点、3点について、町長の追加答弁をお願いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 幾つか質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、モンベルとの合意関係、共に携わっていくという関係の構築についてであります。合意書については基本合意でありますので、非常に3点の議員お質しのとおおり、思ったより単純な内容というふうな印象もあったのかなと思っておりますが、具体的な内容は今後さらに詰めていくこととなりますので、経営していく上での様々な条件もあるでしょうから、そういったものについては、町と様々な意見を交わして、これから成文化していくというふうな内容になっております。

また、整備手法、「公設民営委託とか様々な形態があるようだが」ということですが、そのとおおりであります。全国的にかなりの店舗がありまして、直営店あるいはフランチャイズのようなものもあるというふうには伺っておりますが、最近の傾向としては、こういった公設民営、企業によっては、当然当初の資金、投資額というのが少なく抑えられるという大きなメリットもあります。こちらとしてみれば補助金、交付金を利用しながら誘致ができるというふうな双方にメリットがありますので、そういった形を取ったということになります。

2点目の周辺の「資源、整備関係があるんじゃないか」或いは「三春の里の管理関係で変更が出るんじゃないか」というご質問の内容であります。福島県内では、モンベルストアということでは第1号店になります。別な言い方をすれば、まだまだこのアウトドア・アクティビティ、それって何とまだ聞かれるぐらいですので、これの周知を含めて、こういった楽しみ方がありますよということと、歩調を合わせながら様々な設備整備をしていくものというふうに考えております。当然それを取り扱う自治体のノウハウ、或いは民間団体などの育成も必要になってくるというふうには思っております。

そして、隣接する三春の里、或いは今まで農業公園を管理していた三春の里との関係であります。これは当然共存共栄を図っていきたいということでもあります。モンベルストアということで、ある意味、非常にアウトドアの意匠、こういうふうなライフスタイルはどうでしょうかという生活提案型の企業でありますので、そういった意匠ときちんと整合性を取れるような三春の里の運営になるんじゃないかというふうには思っておりますので、三春の里の今までの経営の内容についても再考いただく部分があるのかなというふうには思っておりますが、これについても現在話し合いが始まったばかりの段階でありますので、今後、急いで詰めていきたいというふうには思っております。いずれにしても、モンベルと三春の里がウィンウィンの関係になるように、なるというのは当然でありますので、そのように努めて

おります。

3つ目の広域的な連携の中で心配される地域住民の生活、あるいはサイクリングなどの交通の安全というふうなご指摘であります。当然そういうご心配があろうかと思えます。今までも町内でサイクリングのイベントがあった際には、大きな事件・事故はなかったんですが、やはり小さいところでは、少し危ない思いをしたという声もいただいております。先ほど申しましたとおり、例えば、サイクリングについても一つの文化でありますので、これを地元住民も歓迎しながら、共に育っていくというスタンスが必要かというふうに思っております。地域からも歓迎されるように、サイクリングを楽しむ方も地元にも溶け込んでいただけるような、マナーを守っていただけるような、そういった環境をつくっていくというのが、これからの使命になるというふうに思っておりますので、そういったソフトの部分も含めて、設備、必要な施設整備、そういった地図でしょうか。そういった関係する施設の、関連の施設の整備などにもソフトと併せて進めていくというのが私どもの考えであります。

以上であります。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 質問なしと認めます。

第2の質問を許します。

○13番(影山常光議員) 2点目、次の質問に入ります。

コロナ感染症対策後の滝桜観光対策の再生・再構築について伺いをいたします。

三春町が誇る日本三大桜「三春滝桜」は、昨年、天然記念物指定100周年を迎え、まさに日本一の桜としての地位にあると思えます。

今年は、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言後、12万5,000人の前年より9万8,000人増加の観光客を迎え、2,700万円の観桜料を受け取り、観光回復の兆しを見せております。しかしながら、今後、平成14、15年後、磐越道開通後の20万人とか30万人とか、そのような観光客の来訪、大きく期待できないのではないか、望めないのではないか、そんな気持ちも持ちます。多く来ていただけるのは大変結構なことですが、振り返ってみますと、平成17年の大雪での枝折れを契機に、樹勢の回復や維持管理、観光客の受入体制等について本格的な議論が展開され、数々の対策が取られてきました。

私は今年、観桜客や交通状況の受入体制を見て参りましたが、滝桜はもとより観光対策も、滝桜はもちろん一流です。観光対策も一流であるよう期待しているところでございます。アフターコロナ後の滝桜観光対策の再生を図り、対策委託料の軽減や見直しを図るべきかと考えます。

次の3点について伺います。

まず1点目。新型コロナウイルス感染症対策自粛後の滝桜観光対策の現状について、課題はあるのか。観光対策のネックとなっていた滝桜の樹勢回復、周辺整備、交通渋滞対策、駐車場整備、滝の平駐車場からの歩道、また、滝桜までの町道路面の整備など充実してきました。ここで、観光対策の原点である滝桜を活用した観光振興、地域活性化、これを振り返りながら、観光対策の回復、再策定、総点検の時期だと考えております。考えを伺います。

2点目。観光対策の委託料について、縮減対策はあるか。また、委託料について競争原理は働いているのか。ここ数年間の観光対策の委託料については、令和2年度のコロナ緊急事態宣言時には減少したものの、4,000～5,000万円が常態化しています。費用をかけ過ぎていないか。

3点目。平成18年、数々の検討の中で滝桜協力金がスタートし、料金体制が定着した「滝桜観桜料」は、時代の趨勢の中で、周辺の入場料や駐車料金を伴う観光料金に比べて、滝桜観桜料300円は妥当なのか。見直し検討の考えはあるのか。

参考までに申し上げます、日本三大桜と言われる滝桜。現在、駐車料無料、観桜料300円。平成17年までは観光協会が、普通車500円、マイクロバス200円、中型・大型3,000円を徴収してきた経過があります。岐阜県の淡墨桜、観桜料無料、駐車料金は普通車500円、さらにさくら資料館入場料、大人300円、子ども100円。山梨県の山高神代桜、普通車500円。近隣の入場料を伴う観光料金を挙げてみれば、須賀川牡丹園、大人500円、子ども200円。大桑原つつじ園、大人600円、小学生以下無料。常葉カブトムシ園、大人400円、3歳から高校生300円、さらに昆虫館をプラスすると、大人800円、昆虫館のみ大人500円。蛇の鼻遊樂園、大人800円、小学生以下400円。りょうぜんこどもの村、大人500円、子供200円、乗物券は別。

冒頭申し上げたように、私、今年の滝桜観桜の中で、何人かの観光客にも意見を聞きました。皆さんの意見と感想として、「まさに神々しい」「神が宿っている」「感動した」。うれしい歓声とも言える声や、「誘導や観光対策も悪くない」「観桜料についても安い、高くはない」。中には、「金額で来ているわけではない」なども伺いました。

滝桜本体はもとより、滝桜観光対策は一流であるべきです。よく皆さん目にすると思いますが、お店の入り口にある子どものガチャガチャ、あれ300円です。今、そういう時代かと思えます。自信を持って観桜料の見直しを進め、消費負担の軽減を図るべきと考えます。

町長の考えを伺います。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 第2の質問にお答えします。

「三春滝桜」は町の重要な観光資源であり、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更されたことにより、観光客数も徐々に戻りつつあります。今後の課題としましては、近年の観光スタイルの変化によりまして、個人や若い世代、外国人の観光客が増加しており、こうした変化や観光客のニーズを把握し、観光対策に反映させていくとともに、まちなか観光へつなげるための中心市街地と連携した観光振興事業を推進していくこと、また、観光対策費削減への取組みが必要と考えております。

滝桜観光対策をさらに充実させていくとともに、観光資源としての質の向上、中心市街地や周辺観光スポット等との連携による観光振興事業の推進に努めて参りたいと考えております。

2点目の観光対策に係る委託料につきましては、本年度においても仮設トイレや警備員の配置の見直しを行い、経費削減に取り組んで参りました。近年の人件費や物価高騰などの影響もありますが、引き続き、対策内容の見直しを行いながら、経費の削減に努めて参ります。さらに、滝桜観光客へのおもてなしと地元地域住民の安全な生活環境の確保を両立させながら、効率的な対策を実施して参りたいと考えております。

また、観光対策に係る業務委託先である三春まちづくり公社は、平成26年に三春町観光協会と合流し、これまでの実績やノウハウを有している地元企業であることや、観光施設などの指定管理も行っており、町の観光振興事業の一体的な推進に適切な事業者と認識しておりますが、今後も業務委託に係る発注方法や委託料を精査しながら、適正な業務の執行に向け取り組んで参ります。

3点目の滝桜観桜料につきましては、天然記念物であります「三春滝桜」の保護、管理及び周辺地域の環境保全並びに、町の観光対策の経費としてご協力をいただいております。

まずは、しっかりとした滝桜観光対策を実施するとともに、今後、他の桜の名所や観光施設などの料金や受入体勢の調査を行い、料金の見直しについて検討して参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 質問なしと認めます。

以上で13番影山常光議員の質問を終結します。

○議長 10番篠崎聡議員、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○10番(篠崎聡議員) 議長のお許しをいただきましたので、さきの通告書に基づきまして質問させていただきます。

最近何かと話題になっておりますPTA問題についてです。

日本のPTAの歴史ですが、こちらは、戦後、GHQがPTAの設立を推奨したことが始まりとされて、昭和22年に「父母と先生の会-教育民主主義化のために-」というPTA結成の手引書、こちらが当時の文部省次官の名前で各都道府県知事宛に送付されたことが始まりとされております。通達から75年以上経過し、様々な問題点が指摘されるようになりました。

町では、現時点でPTAについてどのような認識を捉えているのか。

一般にPTAの問題点とされる8項目について伺いたいと思います。

1番目。役員になると業務が集中しまして、役員の負担が非常に大きい。

2番目。あと、前例のとおり業務をしなければならないということ。

3番目。任意加入であるけども、ほぼ加入が強制的であると。

4番目。アナログの作業が多く、非常に作業が非効率的である。

5番目。会費が強制徴収であるということ。

6番目。内輪の話や世間話が個人情報漏洩の場になっている。

7番目。会費の使徒が不明である。

8番目。役員になると権限・権力を持ったと勘違いする保護者がいるということです。

これらについて、町の認識を伺います。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 ご質問にお答えいたします。

三春町では、全ての幼稚園・小学校・中学校において、保護者と教員による任意団体としてPTAが設置されております。

議員ご指摘のとおり、PTAにつきましては、現在、様々な問題点が全国各地で指摘されておりますが、町としての現状把握についてご説明いたします。

最初に、「役員の負担について」であります。PTA会議出席や行事等での役員分担など、通常会員以上の負担をされていることは承知しており、そのご努力に対して、教育委員会としても感謝を申し上げたいと思います。負担の程度は、それぞれ異なるとは思いますが、過重な負担にならないよう、事業計画等をご検討いただきたいと思いますと考えているところであります。

2番目の「前例どおりの業務について」につきましては、PTAの事業等については、毎年、総会において事業計画が決定されていると思いますが、これまで継続し実施してこられた事業を見直しながら、会員の負担軽減に努められているという報告があり、そのように考えております。

3つ目。「加入が強制的である」ということにつきましては、今年度、全ての学校で保護者全員がPTAに加入されていますが、あくまで任意団体である以上、加入が強制的であるということはふさわしくはないと考えております。また、加入しないことによる不利益が生ずる場合がないよう、十分な配慮が必要であると考えております。

4番目の「PTAの作業が非効率である」ということにつきましては、会員の方々は日常的に活動を一緒にされているわけではありませんから、作業が非効率的な点もあろうかとは思いますが、会員の親睦という側面もありますので、効率化を進めながら、負担にならないように取り組んでいただければと考えております。

5番目の「会費の徴収について」であります。町内では、会費が年額児童一人当たり2,400円というところもあれば、一戸当たり3,000円から5,000円というところもあり、PTAごとに異なっております。PTAが任意団体である以上、会費の強制徴収は相応しくないというふうに考えています。

また、家庭の経済状況により、会費負担が困難な方につきましては、就学援助費においてPTA会費も交付対象としておりますので、さらに周知を図って参りたいと考えております。

6番目の「会員の個人情報漏洩」や7番目の「会費の使途不明」という問題につきましては、たとえ任意の団体であっても、あってはならないことであると考えており、問題が発生しないように、学校を通じてPTAの皆様にご注意喚起をしていきたいと考えております。

最後に、8番目の「役員になったことで権限を持ったと勘違いする保護者がいらっしゃる」という点につきましては、町内のPTAにおいては、そのような問題点は聞き及んでおりません。

三春町には幼稚園・小学校・中学校のPTAが連携した三春方部公立幼小中PTA連絡協議会があり、全町的に子どもたちの見守りを継続して行っていただいておりますので、教育委員会といたしましては、PTAの皆様にご三春の教育の一翼を担っていただいていると認識しております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 質問なしと認めます。

第2の質問を許します。

○10番(篠崎聡議員) それでは、第2の質問に入らせていただきます。

小学校での英語必修化に伴い、幼児から英語を学ばせてほしいという保護者が少なくないようです。町ではどのように考えているのかということで伺います。

1点目。英語の早期教育を行うメリットは。

2点目。英語の早期教育を行った際に考えられるデメリットは。

3点目。当町では英語の早期教育に対してどのような考えを持っているのか。

4点目。岩江こども園開園のタイミングで外国人の英語指導教員の増員はできないのか。

以上です。

○議長 なお、傍聴席からの発言は控えていただきたいと思います。傍聴席からの発言は控

えてもらいます。この次発言をすれば、退席を求めます。

質問に対する当局の答弁を求めます。

影山子育て支援課長。

○子育て支援課長 第2の質問にお答えいたします。

グローバル化の進展に伴い、コミュニケーションの手段として英語教育への関心が高まっています。

早期の英語教育に関しましては賛否両論があり、メリットとしては、早くから英語を聞くことで、リスニング能力が高くなるとの意見があります。

反対にデメリットとして、日本語の習熟が遅れ、理論的な思考力が未発達となり、物事を伝えるために必要な表現力が低くなるとの指摘があります。

三春町における幼児期の教育につきましては、国の幼稚園教育要領や保育所保育指針に定める教育目標を基本として、まずは、母語である日本語について、年齢相応の習熟に努めたいと考えております。

その上で、異文化コミュニケーションに対する興味関心を高めるため、今年度は、外国人の英語指導助手による英語ふれあい活動を2回実施する予定でございます。

なお、令和7年4月の岩江こども園開園後につきましても、現体制での事業継続を考えておりまして、現時点において外国人の英語指導助手の増員につきましては予定してございません。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

篠崎聡議員。

○10番(篠崎聡議員) 外国人の英語指導助手の増員は考えていないという回答がありましたけども、同じ郡山広域圏に加入しております磐梯町では、幼稚園・小学校では週2回、英語だけの授業を実施しているとか、あと、中学校には常駐で英語指導助手の方を配置し、英語指導助手2名体制で一貫教育を行っているというふうに聞いております。

当町では、そのような計画はないという認識でよろしいでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山子育て支援課長。

○子育て支援課長 再質問にお答えいたします。

国の保育指針、あと教育要領におきまして、基本的な生活習慣など、幼児期の終わりまでに育ってほしい10の目標というものが定められております。いずれも子どもたちが健やかに成長していくために欠かせない内容となっております。やはりそちらのほうに軸足を置いた上で、現在の英語活動というものを継続をしていきたいというふうに考えているというところでございます。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 質問なしと認めます。

以上で10番篠崎聡議員の質問を終結します。

○議長 5番山崎ふじ子議員、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○5番(山崎ふじ子議員) 議長の許可を得ましたので、さきに通告いたしました2件について質問をいたします。

まず1件目、三春町の消防団組織について。

三春町の人口ビジョンによりますと、1995年には2万人台でありました人口が、2040年、あと17年後ぐらいですが、そこでは1万2,200人台となる予想であります。65歳以上の方の比率が徐々に上がり、43%、5,200人以上となると予想されております。一方、生産年齢の方々が徐々に減り、49%、5,900人余りとなります。このように、私たちの生活を取り巻く状況は、予想以上のスピードで変わって参ります。今後の三春町の消防団についても、新たな考え方が必要となってくると思います。

そこで、次の3点について質問いたします。

①三春町の消防団員の定数は、何人か。現在の団員数は何人か。

②岩江・要田・御木沢防災センター等がありますが、その他の地区の屯所を集約する予定はあるのか。

③三春町に女性消防団の組織を新たにつくれないか伺います。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

宮本総務課長。

○総務課長 1点目の質問にお答えします。

消防団の定員につきましては、三春町消防団設置等に関する条例により500名とされております。実団員数は5月1日現在で357名であり、充足率は71.4%であります。なお、そのうち女性団員は、ラップ隊6名、広報担当2名の8名が在籍しております。

2点目の質問にお答えします。

町では、地元分団からの要望を踏まえ、消防防災センターの整備を進めて参りました。現在、三春分団と中郷分団を除く、5分団が消防防災センター方式により活動していただいております。

引き続き、団員にとって活動しやすい環境づくりの観点から、地元分団の要望等を踏まえ、消防防災センターの整備を検討して参ります。

3点目の質問にお答えします。

団員数が減少している中で、女性消防団の組織化については、消防力の強化につながるものと考えております。

現在、導入する場合の目的や活動内容等について、消防団本部で検討を開始したところがあります。

今後は、既に女性消防団を組織する先進地視察など、情報収集に努め、女性消防団の在り方について検討を進めて参ります。

なお、引き続き、地域防災の担い手である消防団員の確保に努め、自主防災組織と連携しながら、地域防災力の向上に努めて参ります。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子議員。

○5番(山崎ふじ子議員) 定数について再質問いたします。

充足率が71.4%と、かなり少ない人数でびっくりしたところであります。人口減少がどんどん進んでいく中、町の現状がそういった状況なのかなというふうを感じるわけですが、これは定数の見直しが必要なのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

宮本総務課長。

○総務課長 再質問にお答えします。

現在の500名の定数につきましては、かなり以前から500人になってございまして、相当年数が経過してございますので、現在の実団員数、消防力が低下しないような形の人数は引き続き確保して参りたいと考えてございますが、見直しにつきましては、議員お質しのとおり、団本部と協議をしながら検討を進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子議員。

○5番(山崎ふじ子議員) 女性消防団組織について再質問いたします。

ジェンダーフリー指数では、日本は世界118位と不名誉な状況であります。三春町の春・秋の検閲式では、女性の姿は、ラッパ隊、広報の方、あと役場の職員、議員の私たち2人、他はご家族の方の女性の方々だけでした。諸先輩方や消防団の方々には当たり前を感じられているかもしれませんが、男性で成り立っている世界だなというふうに感じております。

人口の半分は女性です。団員が少ない中、入団してもらえない状況、この原因の一つには、女性の方々の理解が十分得られないということも少なからずあるのではないのでしょうか。

女性消防団につきましては、本部付として予防・広報活動、また、病人とかけがえの人の応急処置など、女性が得意とする分野を担っていただくようにして、役割を明確にしていけば、減少し続ける消防団の大きな支えとなるというか、変化となるのではないのでしょうか。早い時期に設立を検討を願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

宮本総務課長。

○総務課長 お答えいたします。

消防団活動に理解を得られるためということでございますが、そういう点も含めまして、現在いろいろな課題を洗い出して検討しているところでございます。

まず、消防団団員にどのような活動をしていただけるのか、そういった点からも検討してございまして、具体的には、火災現場等での活動にはなかなか携わっていただくのは難しいと考えてございまして、平時の際から一人暮らしの高齢者宅を訪問する防災・防火啓発でありますとか、住宅火災警報器の普及促進、それから、子供たちへの防火・防災教育、それから、店舗等でのチラシの配布など、平時時の予防・消防活動、こういったものを想定しております。そういった平時からの活動を通して消防団活動をご理解をいただくような形で努めていきたいと考えてございますので、今後様々な方面からご意見いただきながら、この消防団組織については組織化、検討して参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 質問なしと認めます。

第2の質問を許します。

○5番(山崎ふじ子議員) 第2の質問に移ります。

子どもの遊び場について。

ここ3年間、三春町に出生届があったお子さんは、いずれも70人台でした。大変少なく、残念に感じます。三春に住み、三春で子育てをしていただく方が一組でも増えてほしいと思っております。

子育て環境の一つとして、子どもの遊び場は大切であります。町内の子育て中の保護者の方から、「三春ではどこで遊ばせたらいいんだい。郡山や本宮まで行かなくちゃならないんだけど、町内にあったらいいのにな」という声が寄せられております。

そこで、以下の4点について質問をいたします。

①町内にある公園の数は何か所か。

②このうち屋内の遊び場はあるか。

③子育て支援センターを一般の方に開放している日にはあるのか。

④駐車場やトイレがあり、遊具がある程度そろった子どもの遊び場を新たに造ることはできないか伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山子育て支援課長。

○子育て支援課長 第2の質問にお答えします。

現在、町内には、さくら湖周辺の広場や公共施設内の小公園、あとは地元管理の児童遊園地などを含め、60か所の公園、広場がございます。

このうち屋内遊び場は、子育て支援センター1か所となっております。祝日・年末年始を除く月曜から金曜までの週5日、年間にしますと約240日、就学前のお子さんやそのご家族を対象にご利用をいただいているところでございます。

最後に、駐車場やトイレがあり、遊具がある程度そろった子どもの遊び場を新たに整備してはとのお尋ねですが、屋外の遊び場につきましては、三春の里の遊具エリアの充実につきまして、アウトドア環境創出グランドデザインとの関連も含め、検討を進めていきたいというふうに考えてございます。

次に、屋内遊び場についてですが、現在ある町有施設の有効活用を念頭に、今年度、整備場所の選定や課題の整理など、設置に向けた具体的な検討を進めたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子議員。

○5番(山崎ふじ子議員) 子育て支援センターについて再質問いたします。

以前は月曜日がお休みで、土曜日が利用できたと思いますが、今年度は土曜・日曜がお休みということでもあります。屋内の遊び場が1か所、そこしかないということですので、職員の確保など課題はたくさんあると思いますが、屋内の遊び場が整備できるまで、その間、やっぱり子育て支援センターがそういった機能を、土曜・日曜を開放する日を設けて、町内の小さなお子さんを持つ方が、雨の日とかそういうときでも遊ばせられるところがあるんだということを利用してはできないでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山子育て支援課長。

○子育て支援課長 再質問にお答えします。

「土曜日に利用したい」というふうな意見がありまして、試行的に令和3年度、4年度ということで2か年、火曜から土曜までの5日間というふうなことで、子育て支援センターのほうの運営をさせていただいたんですけども、昨年末に利用者さんのアンケート調査をさせていただきまして、その結果、7割以上の方、具体的には73%だったと思うんですけども、73%の方が運営曜日を月曜から金曜日にしてもらえないかというような要望がありまして、今年度からその要望を受けて、月曜日から金曜日というふうな形での運営形態に戻

したというような経緯がございます。あと、当然平日の利用がなかなか困難だという方も当然いらっしゃると思いますので、そういった方々向けに土曜・日曜のイベントというのも企画しておりますので、ご参加いただければなというふうに考えています。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子議員。

○5番(山崎ふじ子議員) 土曜・日曜を利用する機会があるということで安心いたしました。また、引き続き、やはり屋内遊び場ができるまでそこしかないということで、課題はあるのかなというふうに思います。

屋外の遊び場について再質問、もう一件いたします。

三春の里のところにあります遊具は駐車場もありまして、すぐそばにトイレもあります。また、食事もある三春の里できたりとか、買物もして帰れるということで、大変魅力的なところだと思います。モンベルさんが、先ほど13番議員さんが質問いたしましたように、あの周辺を整備させるモンベルさんと連携していくということで、ぜひ子どもの遊び場を、屋外遊び場の遊具を充実させて、皆さんが集まれる場所にしていただきたいと思います。

それと関連して、屋内遊び場については、あの地域、あまり遠くに足を伸ばさないで、そこで完結できるということで、旧桜中学校の空き教室などがあれば、そこに屋内の遊び場を検討するというのが最適かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山子育て支援課長。

○子育て支援課長 お答えします。

屋外の遊び場につきましては、先ほど答弁させていただきましたとおり、現在の三春の里の遊具エリアの充実というふうなことで、こちら、モンベルのグランドデザインの中にもフィールドアスレチック整備などというような構想なんかもありますので、そういったことも含めた形の中で、今以上に充実できればいいのかなというふうなことで、検討のほうは進めさせていただきたいなというふうに考えております。

あと、屋内遊び場につきましては、議員さんおっしゃる場所も含めて、現在ある町で持っている町有の施設、これの利活用というふうな形で検討を進めていくというふうなことが基本になってくるんですけども、そうした中で、当然桜中の体育館なんかもその候補の一つにはなってくるのかなと思うんですけども、いずれちょっと今年度中に具体的な場所の選定、あとは規模ですね。規模的なもの、あとは、当然屋外の施設と違って屋内ですので、運営方法をどうしていくかというふうなことで、総合的にちょっといろいろ検討しなければならぬと考えておりますので、そういったことも含めて検討をさせていただきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子議員。

○5番(山崎ふじ子議員) 今年度検討に入るとということで、大変希望を持てると思えました。

最後に、情報発信について伺いたいと思います。今時の若い方々といいますか、インターネット通信などで情報を得ている方がたくさんいらっしゃいます。子育て支援センターのイベントなども広報などには載っておりますが、広く町民の方々にお知らせするために、どう

いった情報発信の工夫をされているのか伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山子育て支援課長。

○子育て支援課長 お答えいたします。

今年度、町の子育てサービスをより知っていただくためにというふうな形で、「子育てカレンダー」というものを作成をして、今年度から子育て支援課の窓口でお配りをしているところなんですけども、先週からその子育てカレンダーのほうを町のホームページに載せさせていただいております。どうしてもやっぱり若いお父さん、お母さん世代ですと、今、スマホでの情報取得ということで、アクセスしやすい、情報取得しやすいような形でということで、先週からアップをさせていただいて、スマホで町のLINE、この中の総合メニュー、「子育て・教育」というふうなメニューがあるんですけども、そこを選択していただくとアクセスできるというふうな形で、そのような形でアクセスしやすい条件というふうなことでの整備はさせていただいているところですので、ご活用いただければというふうに考えています。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 質問なしと認めます。

以上で5番山崎ふじ子議員の質問を終結します。

○議長 6番鈴木利一議員、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○6番(鈴木利一議員) さきに通告してあります3点について質問いたしたいと思います。

まず1点目ですが、インバウンド観光に対する多言語表記についてであります。

新型コロナの感染状況も大きな峠を越して、規制緩和で国内各地の観光地には世界各国から多くの観光客が訪れ、にぎわいを見せております。

政府では、今年3月に、観光立国推進基本計画というものがあるんですが、それが閣議決定されまして、その内容については、持続可能な観光、消費額拡大、地方誘客推進という大きなキーワードがあります。政府では、2018年に3,000万人であった訪日外国人旅行者、これを2030年度までに6,000万人までに増やすという大きな目標を立てております。

そこで、1つ目として、町内観光でのインバウンド観光に対して、町としてどのように考えているのかお伺いいたします。

2つ目。インバウンド観光に対応した外国語の表記を、町内の案内板や飲食店のメニュー表記等に取り入れ、外国人に優しいまちづくりでインバウンド観光を盛り上げていってはどうかと思いますが、どのように考えているのかお伺いいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長 第1の質問にお答えします。

1点目の町内観光でのインバウンド観光に対する町の考え方でございますが、日本を訪れる観光客であるインバウンド対策につきましては、これまで観光PR動画の多言語化や、三春滝桜での多言語による音声ガイドの導入、福島県への観光客の多い台湾語の観光パンフレ

ットの作成を行うなど、インバウンド需要の掘り起こしに取り組んで参りました。新型コロナの渡航制限が解除される中、今後も、インバウンドの増加が予想されることから、観光スポットの多言語表示や観光案内所の体制強化、店舗等のキャッシュレス化の推進など、訪れやすく滞在しやすい環境の整備に努めて参りたいと考えております。

2点目のインバウンド観光に対応した外国語の表記であります。現在、町内の観光施設等への交通誘導案内標識や中心市街地の観光案内板など、ほとんどが日本語表記となっております。今後は、関係部署とも協議しながら観光案内板等の新規設置、更新を実施する中で、多言語化の導入を検討して参りたいと考えております。

また、飲食店等のメニュー表記につきましては、外国語の表示をはじめ、写真やイラスト等の活用やコミュニケーションボードの周知を行うなど、インバウンドも含め、誰もが利用しやすい環境を整えることが重要と考えております。

今後は、商工会や食品営業者組合等と連携し、インバウンド対応の取組みを進めて参りたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一議員。

○6番（鈴木利一議員） 平成30年度に、観光庁が外国人にアンケート調査をしております。その中で、「施設等のスタッフとコミュニケーションが取れない」とか、あと「多言語表示が少ない」、「観光案内板とかそういったものが少ない」というアンケート調査結果が出て、それで困ったというのが38.7%あるんですね。3分の1強が、外国人が日本に訪れて、非常にこういったもので困ったということでもあります。日本の政府も2030年までには6,000万人までにするということですので、看板等の更新とか新規のものについてその都度やっていくと言うんですが、やっぱりここはどこかで大きく舵を切って、インバウンド観光を一生懸命取り組んで、外国人を取り組んでいくんだよというような姿勢が必要だと思うんですが、いかがでしょう。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長 再質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、インバウンドの方々、実際に地方等に訪れる際、コミュニケーションがなかなか取れない、それから多言語表示、そういったものがなかなかないということで、現地でいろいろ困り事ということで、アンケート調査に出されているところでございます。ご指摘の観光案内板等の多言語化につきましては、現在、町で設置しているところ、そういったところを確認して、なるべく早い段階でそういった取組みをしていけるよう進めて参りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一議員。

○6番（鈴木利一議員） 飲食店などに対する外国語の表示のメニュー、いろんな方面に働きかけていくということなんですが、この辺、ここは本当にお問い合わせの部分だと思うんですが、この辺の取組みの強化というのも必要になってくると思うんですね。お願いばかりじゃなくて、やっぱり町でもこのようにしていくんだという、何か町でできること、飲食店等に対して、そういったのは何か考えていますか。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤産業課長。

○産業課長 こういったインバウンド対応の多言語化等、飲食店のメニュー表示等、そういったものに対する町の支援ということでございますが、こちらの方につきましては、各飲食店の状況をしっかりと把握しまして、いわゆるコミュニケーションを取る際の様々な道具とございますか、ツールがございます。翻訳するいわゆるアプリケーションですとか、それから指さしボード、そういったものもございます。それから、外国人が特に使っております無料Wi-Fiの整備ですとか、そういったところで情報提供や整備の支援ということで、検討して参りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 質問なしと認めます。

第2の質問を許します。

○6番(鈴木利一議員) 町のLINE公式チャンネルについてであります。

町では、情報発信の一つとして、LINEを使用しての情報発信を行っております。これからますますデジタル化が進み、情報発信の中心になっていくと思います。

そこで、1つ目として、チャンネル登録者数は何人か。

2つ目。より多くの方に登録してもらうには、スマートフォンの取扱いに不慣れな方々に対する取扱説明会等を開催する必要があると思いますが、いかが考えているのかお聞かせください。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長 お答えいたします。

町では、LINEの自治体公共プランが令和元年5月より開始されたことから、令和元年10月頃から町の情報発信の一環としてLINEの活用を検討し、令和2年1月に町アカウントの試験運用を始め、令和2年7月から本格的な運用を行っているところであります。現在、町の公式LINE登録者は、5月末の時点で9,960人となっております。

2点目の質問にお答えいたします。

三春町DX推進計画の中でも、高齢者向けのスマートフォンの基礎教室など、デジタル機器の不慣れな方の操作研修を行うことで、全世代がデジタルの恩恵を受けることができる環境づくりを図っていくこととしております。

現在、町では、高齢者向けのスマートフォン教室を今年度で開催するため、現在準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一議員。

○6番(鈴木利一議員) 大阪府のある町では、中学生が、これ、学校と生徒会が一緒になって取り組んだそうなんです、中学生が地域のお年寄りを対象にスマホ教室を開催したと。生徒さんが14名、高齢者の方が30名くらいといったニュースがありました。この中で、やはり参加した中学生が変化があったと。今まで町でお年寄りにすれ違っても挨拶もできなかったんだけど、このスマホ教室を開催して参加して、お年寄りに対する接し方が変わっ

たというような情報がありました。こういったことで、高齢者向けにどこが主催してやるんだか分からないですが、こういった中学生なんかの生徒さんの力も借りてやったらどうかというふうに思うんですが、やっぱりスマホの取扱いなんかは、若い世代の人のほうが物すごく長けてるんですね。そういった意味でも、ぜひ中学生なんかにはこんな取組みもしてはいかうかと思うんですが、どうでしょう。

○議長 当局の答弁を求めます。

宮本総務課長。

○総務課長 再質問にお答えいたします。

高齢者向けのスマートフォン教室等の運営でございますが、議員お質しのとおり、中学生の参加、非常に中学生に変化があったということでございます。そういったご意見も参考にしながら、具体的には、今後受注していただく業者さんとやり方については検討して参りますが、三春町には田村高校等もございますので、そういった高校とも連携を図りながら、様々なやり方、検討して参りたいと考えておりますので、今後、検討次第お知らせして参りたいと考えてございます。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一議員。

○6番（鈴木利一議員） 今ほど何か業者をお願いするみたいな、ちらっと答弁があったんですが、やっぱり今、携帯各社も無料でこういったスマホ教室なんかやっているのもあるんですが、丸投げするんじゃないかと、こういったひとつ知恵を絞って、本当に参加してよかったと思えるような、そういった教室にしていきたいなというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

宮本総務課長。

○総務課長 お答えいたします。

ただいま答弁しました業者といたしますのは、国のほうでそういった高齢者向けの教室、そういったものに対して国のメニュー事業がございましたので、そういった事業、メニューを活用して、そういった教室を運営したいという趣旨でございます。その中で、ただいまご指摘がありましたように、やり方につきましては、地元の中学生または高校生なんかにも参加できるような形の体制、そういったものは検討して参りたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 質問なしと認めます。

第3の質問を許します。

○6番（鈴木利一議員） 3点目であります。三春町DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進計画についてであります。

政府は令和2年12月にデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が決定されました。令和4年6月には、デジタル社会の実現に向けた重点計画やデジタル田園都市国家構想基本方針が閣議決定されております。三春町のDX推進計画は、この政府の方針に沿った計画だと思うんですが、デジタルの活用で行政での業務の効率化や町民サービスの向上、そして防災や減災などのあらゆる分野で役立てようとする計画です。その中で、「誰一人取り残さない、

人に優しいデジタル化」としてありますが、町民に理解してもらうにはかなりの時間が必要になると思いますが、どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長 お答えいたします。

三春町のDX推進計画では「デジタルで、もっと満足してもらえることをイメージしよう」をキャッチフレーズにデジタル化の先に町民の皆さんが便利になる、満足してもらえる「新たな価値の創造」を、まずは職員一人ひとりがイメージすることから始めていくこととしております。

今年度のDXの取組みとして、窓口会計のキャッシュレス化や窓口納税にセミセルフレジを既に導入しております。今後は、マイナンバーカードなどがあれば、証明書発行の際に住所や氏名が申請書に自動記載でき、町民の皆さんがスムーズに証明書の交付が受けられるシステム、いわゆる書かない窓口の導入を進めているところでございます。また、役場へのマルチコピー機の導入も予定をしております。マイナンバーカードでコンビニと同様に証明書の取得ができる環境の構築を図っていく予定でございます。これらの取組みは、広報5月号の特集記事として、町の公式LINEの使い方も含め、DXの入門編として掲載したところであります。

今後もDXを単に業務の効率化として進めるだけではなく、町民の皆さんにDXを理解いただき、その便利さを実感いただけるよう、広報紙で随時特集の紙面を組むなど、ホームページや公式LINEも活用しながら、町民の皆さんへの周知広報を合わせて図って参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一議員。

○6番（鈴木利一議員） この計画が10年間の計画ということで、非常に長い目で見ているのだなというふうに思うんですが、今までは紙で申請していたものがこれデジタルになって申請をすると。それは一段階だと思うんですが、それだけで終わったのではメリットというものがあんまり恩恵がないというふうに思うんですね。

将来的にはデジタルで申請したものがバックヤードで、あと情報が共有されているんなものに反映されて、一つ申請すれば全てに及ぶということで、それが本当の意味でのデジタル化ということだと思うんですね。それにはまず、先ほども言ったように長い時間がかかると思うんですが、そんな中でどこの市町村でもDX人材の不足というのが上げられております。どこでも不足ということで、非常に困った困ったと、人口流出も含めてそういうふうになってきていると。行政がその使い方が不十分な場合には、やっぱり町民に対しても恩恵がないということなんですよね。そういったことで、その人材不足を補うためにも、これからどんなふうにして人材育成をしていくのか。また、あと町民に分かりやすく説明するためにそういった一つの窓口というのかな、DXに対応したような窓口、またはそういった部署なんか必要になってくると思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

宮本総務課長。

○総務課長 再質問にお答えいたします。

まず、DXに優れた人材の不足している点についてでございますが、これにつきましてはそういった長けた職員の派遣制度なんかもございますので、県、また国からのそういった人

材派遣の事業もございますので、そういったものも活用はしていきたいと考えてございます。

それから職員間においても、それぞれの部署でDX化を進める上での事業の洗い出しなんかを職員のDX推進委員会、そういった組織を職員で立ち上げてまして検討しております。さきに申し上げましたDX推進計画も、職員がチームをつくってつくり上げた計画になってございますので、そういった若手職員のDX推進チームをつくって推進していきたいと考えてございます。

また、もう一つは、ある意味行政だけではなくて、民間の活用、そういったものも視野に入れながら、十分に検討してこれを進めていきたいと考えています。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 質問なしと認めます。

以上で、6番鈴木利一議員の質問を終結します。

○議長 9番松村妙子議員、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○9番(松村妙子議員) 議長の許可をいただきましたので、さきに通告しました2件についてお尋ねいたします。

まず1件目、熱中症対策の推進について。気候変動の影響により国内の熱中症死亡者数は増加傾向が続いており、近年では年間1,000人を超える年が頻発するなど、自然災害による死亡者数をはるかに上回っております。また、今後地球温暖化が進行すれば、極端な高温の発生リスクも増加すると見込まれ、熱中症による被害がさらに拡大する恐れがあります。

こうした状況を踏まえて、今後起こり得る極端な高温も見据えて、熱中症の発生の予防を強化するための取組みが必要と考えます。

そこで、4点についてお尋ねいたします。

1点目、熱中症は適切な予防や対処が実施されれば、死亡や重症化を防ぐことができます。ここで熱中症は人の命にかかわることであることから、熱中症対策等のマニュアル等の作成や暑さ指数を広く知らせたり、また行動変容につながる情報発信も必要かと考えます。そこで、熱中症から地域住民の命を守るための取組みの推進について伺います。

2点目、熱中症を予防するために脱水と体温の上昇を抑えることが基本であると言われております。そこで熱中症で亡くなる方の多くを占めている熱中症弱者と呼ばれる高齢者の皆さんに、熱中症予防のための行動を意識していただくことも重要であります。高齢者の皆さんは、暑さや喉の渇きに対して敏感ではなくなっていることなどもあります。消防庁の調査によりますと、熱中症による救急搬送者の約5割が高齢者となっております。そこで、高齢者の熱中症に対する予防の意識を育てるための取組みについて伺います。

3点目、いざ高温になったときにエアコンを入れても動かないとか、エアコンのフィルターが汚れていて部屋が冷えないとか、エアコンのトラブルが命に及ぶ危険性もあります。熱中症による救急搬送者における発生場所の7割が屋内となっております。そこで、高齢者世帯のエアコンの整備や点検を促す取組みについて伺います。

4点目、電気料金が高騰する中で、エアコンの利用を控えたりする方も少なくないと思います。特に熱中症弱者と呼ばれる高齢者の皆さんは、節約への意識が高い方も多いと思います。熱中症特別警戒情報が発令されたときに、ためらうことなくこのエアコンのスイッチを

活用できる、そういう環境の整備も必要かと思います。電気代の高騰への対応も含めて、低所得者に対する適切な支援が必要と考えます。そこで、エアコンの利用控えについて伺います。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、第1の質問にお答えいたします。

近年、地球温暖化などの環境変化により、熱中症の被害が年々深刻な状況になってきていると認識しております。町では、例年、防災無線や町広報誌、公式LINEなどを活用し、熱中症予防について普及啓発を行っております。

また、防災無線は多くの家庭や作業中の屋外でも聞くことができる有効な手段でありますので、熱中症警戒アラートが発出された日のほか、気温30度以上の真夏日と予測される日は、随時、注意喚起をしております。

2点目の高齢者を対象とした取組みについてですが、全国で熱中症で救急搬送される人の約半数が、また、熱中症による死亡者の8割が高齢者ということになっております。さらに、屋内での死亡者のうちの約9割はエアコンを使用していなかったことが明らかとなっております。議員ご指摘のとおり、高齢者は暑さや喉の渇きを感じにくいなどの特性があり、特に予防行動に注意する必要があります。

町では、地区サロンなど高齢者の集まる様々な機会を捉えて、熱中症予防の周知に努めて参ります。この6月1日から地域サロン等において参加者全員にチラシを配布し、各集会所等へのポスターを掲示をお願いして参ります。さらに、ご家族やご近所同士で互いに声をかけ合い予防する支え合いの活動についても、ご協力を求めて進めて参りたいと考えております。

3点目のエアコン整備や点検を促す取組みについてであります。熱中症は室内や夜間でも多く発生することが報告されております。エアコンの利用が有効であります。安全で効果的に利用するためには、事前の整備や点検が必要でございます。今後、急な気温上昇や梅雨入りによる多湿など、これからの季節に慌てずに対応できるよう、準備の必要性についても併せて呼びかけて参りたいと思います。

4点目のエアコン利用控えについてであります。物価高騰や電気料の値上がりなどにより、エアコンの利用を限界まで我慢してしまうようなことも予想されます。命を守ることを最優先でありますので、エアコンの適切な利用や節電の利用方法などについても積極的に情報提供して参りたいと思います。

また、今後猛暑日が続くような状況には、町の公共施設や地区のサロン会場など、エアコンが整備された施設を開放し、緊急避難所として利用いただくことについても、関係機関等と協議し課題を整理して対応できるよう準備を進めて参りたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子議員。

○9番(松村妙子議員) 2点目についてであります。このいろんなところでこの普及啓発をしていただいているということですが、この高齢者の皆さんへの効果的な熱中症予防を進めるために、ここの介護とかその地域の保健師さんとか、そういう方々との連携というのはどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 再質問にお答えいたします。

地域のサロン事業などでの地区の保健師の連携等についてということのご質問ですが、各地区、現在60か所ほどあります地区サロンにつきましては、町の保健師または社会福祉協議会、外部の講師など、連携して地区に必要な健康講座等を実施している状況でございます。

今回の熱中症の予防につきましても、町の保健師と社会福祉協議会の生活支援コーディネーターとも事前に打合せ・協議をして、速やかに情報伝達ができるような体制を計画したところでございます。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子議員。

○9番(松村妙子議員) この4点目についてなんですけれども、この熱中症対策を強化するためということで改正気候変動適応法というのが、今年の4月に成立しました。高温が予想される場合、自治体が暑さを避ける施設として冷房の効いたクーリングシェルター、避難所を設けることが盛り込まれました。この中に何点か政策というものがあるんですけども、三春町でもしっかりと熱中症予防の普及啓発であるとか、防災無線、注意喚起というのをしっかりなされていると思います。

それで、この4点目でこの答弁をいただきましたように、今後、猛暑日が続くような状況になったときに、町の公共施設や地区サロンの会場など、エアコンが整備された施設を開放して、緊急の避難場所にしていくと、これから進めていくということですね。準備していくという答弁をいただいたんですけども、これが国の政策の中で言われているクーリングシェルター、避難所ということの捉え方でよろしいのでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 再々質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、先ほどの答弁の内容につきまして、町としてそうしたシェルターの機能を準備していきたいということで、お見込みのとおりでございます。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 質問なしと認めます。

ここで休憩いたします。再開は午後1時といたします。

…………… ・ ・ 休 憩 ・ ・ ……………

(休憩 午前11時55分)

<休 憩>

(再開 午前1時00分)

…………… ・ ・ 再 開 ・ ・ ……………

○議長 9番松村妙子議員。質問席に登壇願います。

第2の質問を許します。

○9番(松村妙子議員) 2件目の質問に入らせていただきます。

障害者手帳のアプリ、ミライロIDについて。

障害者が公共交通機関や公共施設などを利用する場合、障害者手帳を提示し、本人確認をして利用料の割引を受けられるわけではありますが、この現行の障害者手帳は紙でできており、日常的に持ち歩くことで破れたり雨に濡れたりするリスクがある上に、障害者手帳を提示する度に手帳を開いたり閉じたりすることから、利用者の心理的な負担となっております。その負担を少しでも軽減し、障害者の外出時の利便性向上を、社会参加を促すためにも、本人確認の簡素化が求められております。

また、三春町としても、庁舎内ではデジタル化を進めておりますが、障害者手帳においても電子化、デジタル化を進めるべきではないかと思っております。現在、実際に障害者手帳アプリを導入する自治体が増えています。このアプリは障害者手帳に記載されている情報を自身のスマートフォン内に取り込んで、その情報をスマートフォンの画面に表示させる機能を持っているアプリで、ミライロIDであります。

ミライロIDは株式会社ミライロが運用している無料アプリで、画面を表示することで障害者割引を受けられることができ、また、飲食店で使えるクーポンの配信や生活に役立つ情報を定期的に得られます。令和2年に内閣官房より関係省に障害者の本人確認の簡素化を依頼し、その中でミライロIDを紹介されております。

そこで、3点について質問します。

1点目、障害者手帳の所持者数について伺います。

2点目、障害者手帳を提示して、割引を受けられる公共施設について伺います。

3点目、障害者手帳に替えて、アプリの提示で利用料等の減免が受けられるミライロIDが県内で活用されておりますが、町内で活用できる体制はどうかお伺いいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 第2の質問にお答えいたします。

1点目の障害者手帳の所有者数についてであります。5月30日現在の状況では身体障害者手帳は616名、精神保健福祉手帳は167名、療育手帳は180名の方が所有されております。

2点目の手帳の提示により割引を受けられる町の施設についてであります。三春町歴史民俗資料館、三春郷土人形館、旧吉田家住宅紫雲閣、さくら湖自然観察ステーションの5施設であります。入館時に提示することによりまして、割引となります。施設利用のほか町営バス事業においては、役場窓口や車内及び町立三春病院で乗車券を購入する際に手帳を提示いただきますと、福祉回数券が購入いただけます。また滝桜の観桜料につきましても、入場券購入の際に提示いただくと、割引に対応しております。

3点目の町内での活用体制についてであります。現在のところミライロIDの提示にも対応する施設ということでの登録はまだ行っておりません。しかしながら、手帳を持ち歩く手間を省き、またスマートフォンの提示により、心理的負担を軽減できる環境を整備することは合理的配慮と考えておりますので、町としても速やかに課題を整理し、導入に向けて取組みを行いたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子議員。

○9番（松村妙子議員） この3点目の質問についてなんですけれども、この町としても速やかにこの課題を整理し、導入に向けて取組みを行っていくという考えであるということなんですけれども、いつ頃実施をするかということと、また、実施する、導入を考えていくと

いうこの先で、アプリというのは本人がスマートフォンに自分自身で登録するようになるんですけども、これを登録することによって、三春町で使えなくても県内で使えるところがあるわけですから、その周知というか、先に進んでやるということであれば、それを周知していくことも先に皆さんに知らせていただくことも大事かと思いますが、その点についてどうでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 再質問にお答えいたします。

導入の時期はいつ頃になるかというご質問につきましては、現在でも登録はご本人が行えるものでありますので、課題としましては提示を受けた施設側が速やかに対応できるということで、周知・対応が徹底すれば、速やかに実施できると考えておりますので、その打合せが終わり次第、またこちらのミライロIDに利用できる施設としての登録、こちらも申込みから約1か月ほどで対応が可能というふう聞いておりますので、そのように進めて参りたいと思っております。

また、導入のメリットについて、障害者本人への周知はどのように行うかということにつきましても、このような取組みが町の施設で対応できますということも含めて、町広報誌或いはホームページ、さらには各種手帳の関係の事務の際に含めて、周知を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子議員。

○9番(松村妙子議員) ミライロIDということで紹介はさせていただいたんですけども、この中で障害者の方でもこういうアプリとか、またはスマートフォンを持っていない方、こういうのが苦手だという方もいるかと思うんですね。そういう中で、今回ちょっと紹介はしていないんですけども、カード型というのも2019年4月に障害者手帳の交付ということで認めているんですね。これは自治体対応でやってくださいということなんですけれども、そういうのも含めて、利用する方が今現状である紙ベースの手帳であったりアプリであったり、あとはカードとかこういう中から利用する方が選択できるようなそういう環境とか整備というのは必要になってくるのかなと思うんですが、その点はいかがでしょう、お伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 ご質問にお答えいたします。

障害者手帳のカード型ということで選択できるような体制が望ましいのではないかとご質問でございますが、障害者手帳につきましては、三春町にお住まいの方については身体、精神、知的ともに福島県の交付するものでございますので、今後、県の手帳交付の体制について注視して参りたいと思っております。

さらに利用者の要望について伝える機会があれば、そういった要望についても上げていくように対応して参りたいと思っております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 質問なしと認めます。

以上で、9番松村妙子議員の質問を終結します。

○議長 15番影山初吉議員、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○15番(影山初吉議員) さきに通告しておきました2点について質問をいたします。

1点目ですが、町長選について伺います。今年3月会議で同僚議員の質問に対し、坂本町長の再選出馬の質問に対し、「じっくりと考える時間がほしい」との答弁でした。9月5日告示、10日投票の町長選が近づく中、1期4年大型事業の進捗を含め、選挙公約も道半ばではないかと思えます。選挙公約を前進、達成に向け、再出馬すべきと思えますが、お考えを伺います。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えいたします。

3月会議以来、4年近くの任期中の出来事を振り返りながらじっくりと考えて参りました。そして、今年9月に行われる三春町長選挙に当たり、2期目の町政に挑戦することを決意いたしました。三春町長選挙に出馬いたします。

三春町は、既に少子高齢化という特徴を持った人口減少時代に入っております。地域にまだ余力があるうちにその備えをしなければならぬと考え、大きく3つの分野の基盤整備に力を注いで参りました。

1つ目は、日常生活を住民相互で支えようとする事です。地域のたまり場サロン事業、新たな公共交通、おでかけ応援または支援隊、今後のごみ収集方法を施行した戸別収集など、日常生活支援事業がコロナ感染症対策の中でも厳重に行われた中でスタートできたことは、何よりもうれしいことでありました。

2つ目は、将来の地域の担い手を大切に育てる事です。子育て支援の充実や小中高校生の地域参加を促すとともに、岩江地区において認定こども園の建設を始めました。

3つ目は、長年の懸案だった、まちなか観光、農業の6次化、地域経済活性化であります。商工会のご協力の下、経済を地域内で循環させるデジタル地域通貨「みはるカード」をはじめ、プレミアム商品券の発行など、コロナ感染症の影響で冷え込む地域経済を支えるとともに、地域への誘客を大きく伸ばすことが期待されるモンベルストアを誘致いたしました。その建設がまもなく始まります。これらの基盤整備をさらに強く確かなものとするために、引き続き尽力したいと考えました。

三春町は魅力にあふれた町であるというふうに思っております。先人たちが築き上げてこられた三春町の資源を大切に、既にあるものを活かしきるといった気持ちを持って、さらに三春町を活性化させて参りたいと考えております。

以上が、町長選挙に当たっての考え、決意表明であります。

○議長 質問があれば、これを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 質問なしと認めます。

第2の質問を許します。

○15番(影山初吉議員) 第2の質問に入ります。

住宅団地造成についてであります。三春の里周辺に公設、民間を含め、アウトドアモンベ

ルストアが出店しますが、そのアウトドア愛好者向けに、また、モンベル従業員向けの住宅団地造成に取り組むべきと思いますが、町の考えを伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 第2の質問にお答えいたします。

三春の里周辺の町有地に住宅団地を造成することについてですが、三春の里周辺の町有地については、三春の里や「もみじ山」などによる土地利用と併せ、今回のアウトドア環境の創出に係る土地利用を図りながら、多くの人々が訪れるための拠点として、活用していきたいと考えているところであり、住宅団地の造成については、現時点では想定しておりません。

しかしながら、モンベルの出店に伴う従業員については、三春町に居住いただけるようお願いをしていきたいと考えており、また、住宅団地の造成については、現在、旧中妻中学校跡地を活用した住宅団地の造成について検討を進めておりますので、そうした状況を踏まえながら、必要に応じた検討は行っていきたいと考えております。

また、民間の住宅団地造成については、西方地区で実施された例もあり、民間事業者から相談をいただければ、適宜対応していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉議員。

○15番(影山初吉議員) 私の質問が適正ではなかったかと思いますが、それは住宅団地造成、ちょっと大げさに取り上げました。ましてや、今回の補正で5,400万の旧中妻中学校跡地の宅地造成、これが補正で上がってくるとは、この質問を出すときまでは分からなかった。

ただ、旧中妻中学校の跡地とモンベルストアはちょっと離れているような気がするんです。私が考えるのは、三春の里から下って行って、ダム資料館の手前の左側に元の仮設住宅の跡地があると思うんです。2か所ほどあると思うんですね。今日の朝も見てきましたが、まだ更地になっておりますし、1か所にはどこかに貸しとくのかな、ちょっとした倉庫みたいなのはありますが、そういうところに3戸か5戸ぐらいの、本当にカヤックを背負って湖面に行けるようなあの辺の場所に、60坪ぐらいに区切って土地を販売するとか、あとは地元の業者をお願いして、四合田団地みたいにモデル住宅を造って、カヤックを収納できるまたは自転車を収納できるようなアウトドア向けの住宅を造ったらどうだろうというのが、私の考えの趣旨なんです。

団地造成と大げさにしましたので、ちょっと問題あったんですが、そういう中で仮設住宅を、まず1点お伺いしたいのは、仮設住宅跡地はそういう一般向けの住宅はあの地域には造れないとかそういう制約があんだかなんだか、まずお聞きします。

制約がないとすれば、あそこを区切って平場でもありますし、60坪ぐらいに区切って販売する。または町の業者さんに頼んで四合田みたいにそういうアウトドア関係の住宅団地を、住宅を造るとか、そういう取組みをしてもらいたいというのが、私の考えの趣旨であります。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えいたします。

今、ご指摘のあった土地であります。基本的には制限がないというふうに今のところ認識しております。ただあその場所なんです。モンベルストアがオープンしたばかりに、

相当のお客さんがおいでになったときの臨時駐車場というふうな考えもしております、まずその点が1点。

あと当然アウトドアを目指す方が住んでみたいという需要は将来的には十分予想されますので、そういった場合にもそういった適地になる可能性は十分あるんですが、ただこれはいわゆる意匠、どういうものをつくってどういう生活を提案をしていくかということについては、やはりモンベルさんと十分話をした上でやるべきだというふうに思っておりますので、そういった時間はいただきたいなというふうに思っております。

また、従業員の方が住むということも可能性としてあるだろうとは思いますが、今のことを踏まえたと土地的には対応可能であるけども、その進め方、その内容については、モンベル側と十分な協議をした上で、平たく言うと消費者の方に受け入れていただけるような、そういったものを提供しないと成功しないのかなというふうに考えております。

以上であります。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉議員。

○15番(影山初吉議員) 再質問に答弁いただきました。

町長は常々納税者を増やしたいと言っています。それは新しい町民を呼び込むんだということです、どうも住宅政策が甘いのではないかと、ちょっと指摘して申し訳ないんですが、当然あそこに3戸、5戸造ればすぐ売れますよ。やっぱりそういう取組みを前進させないと、モンベルで15億使っているんです。ぜひとも少しでもやっぱり町民を増やして、にぎわい創出をとるのであれば、カヤックを背負って湖面に行けると、あの辺が一番いいところなんです。とにかくそういう取組みを期待しています。どうですか。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 ただいまのカヤック型の住宅、あるいは旧町内にも目を向ければ、空き家対策いろいろな住宅政策をする必要がございます。ご指摘のとおり、その進捗状況が遅いのではないかとご指摘については、甘んじてお受けいたします。今後もそういったことを心に留めながら、決して消極的にやっているわけではなくて、一つ一つ丁寧に対応しているということをご理解いただければ、前向きには進んでおりますので、そういったことで理解を得られるような行政を遂行していきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 質問なしと認めます。

以上で、15番影山初吉議員の質問を終結します。

…………… 散 会 宣 言 ……………

○議長 これにて、一般質問を終結します。

以上で、本日の日程は全て終了しましたので、散会します。ご苦労さまでした。

(散会 午後1時29分)

令和5年6月7日（水曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 本 田 忠 良	2番 橋 本 善 次	4番 新 田 信 二
5番 山 崎 ふじ子	6番 鈴 木 利 一	7番 佐 藤 一 八
8番 三 瓶 文 博	9番 松 村 妙 子	10番 篠 崎 聡
12番 橋 本 善一郎	13番 影 山 常 光	15番 影 山 初 吉
16番 佐 藤 弘		

2 欠席議員は次のとおりである。

11番 佐久間 正 俊

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局 長	永山 晋	書記	橋本 和宜
		書記	佐藤 祐梨子

4 地方自治法第 121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	坂 本 浩 之
副 町 長	伊 藤 朗

総 務 課 長	宮 本 久 功	財 務 課 長	菊 田 誠 子
企 画 政 策 課 長	渡 辺 淳	住 民 課 長	佐久間 島 宏
税 務 会 計 課 長	根 本 義 己	保 健 福 祉 課 長	佐久間 美代子
課 税 グ ル ー プ 長			
子 育 て 支 援 課 長	影 山 清 夫	産 業 課 長	遠 藤 晃
建 設 課 長	新 野 恭 朗	企 業 局 長	大 内 広 三
教 育 長	添 田 直 彦	教 育 次 長 兼 教 育 課 長	藤 井 康
生 涯 学 習 課 長	鳴 原 健 二		

農 業 委 員 会 会 長	橋 本 正 亀
---------------	---------

代 表 監 査 委 員	鈴 木 輝 夫
-------------	---------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和5年6月7日（水曜日） 午後2時00分開議

- 第1 諸般の報告
- 第2 付託陳情事件の委員長報告並びに審議
- 第3 付託議案の委員長報告並びに質疑
- 第4 議案の審議

議案第46号 三春中学校校舎及び体育館LED改修工事請負契約について

議案第47号 三春町第三セクターへの公的支援について

- 議案第48号 町道路線の認定について  
議案第49号 三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第50号 三春町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第51号 令和5年度三春町一般会計補正予算（第2号）について  
議案第52号 令和5年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について  
議案第53号 令和5年度三春町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

《議員提出議案》

- 発議第5号 三春町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について  
発議第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について  
発議第7号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書の提出について

6 会議次第は次のとおりである。

（開議 午後2時00分）

…………… 開議宣言 ……………

○議長 ご苦労様です。

傍聴者の皆様に申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードにさせていただきますよう、お願いをいたします。

ただ今出席している議員は13名です。したがって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しており、会議は成立しました。

ただ今から本日の会議を開きます。それでは、脱衣を許します。

…………… 諸般の報告 ……………

○議長 日程第1、諸般の報告をします。地方自治法第121条第1項の規定に基づき、本日の執行側からの出席者は、掲載の届出の写しのとおりであり、議場の席次については、掲載の議場席次図のとおりであります。

…………… 付託陳情事件の委員長報告並びに審議 ……………

○議長 日程第2により、付託陳情事件の委員長報告並びに審議を行います。

付託陳情事件の委員長報告を求めます。なお、付託された陳情事件が複数である場合は、一括して報告願います。

陳情第3号「GX推進法案に関する陳情書」並びに陳情第6号「森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める陳情書」について。

経済建設常任委員会委員長。

○経済建設常任副委員長 経済建設常任委員会が本会議において、付託を受けた陳情事件について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、審査については、6月5日、3-1、3-2会議室において開会いたしました。

陳情第3号 GX推進法案に関する陳情書

陳情者 三春町桜ヶ丘4-2-15

モニタリングポストの継続配置を求める市民の会・三春

共同代表 大河原さき、二瓶朝夫

本陳情は、次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

陳情事項

1. 高経年化した原子炉の使用の撤回

2. 原発の運転期間の実質延長の撤回
3. エネルギー安定確保、脱炭素のための原子力の使用の撤回
4. 次世代革新炉の開発、建設の撤回

本陳情については、3月会議において継続審査としましたが、法案は国会において慎重に審査がなされ、5月31日に修正案が参議院で可決されている状況にあります。慎重に審査いたしました結果、地方自治法第99条の規定により意見書を提出することについては、採択すべきではないと判断したことから、当委員会は、全員一致で不採択にすべきものと決しました。

陳情第6号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める陳情書

陳情者 田村市常葉町西向字堂ヶ入62-7

田村森林組合

代表理事組合長 矢吹盛一

本陳情は、次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

本陳情は、森林環境譲与税の譲与基準が森林整備を必要とする地方自治体へ適正に配分が行われない基準であり、早急な整備を必要とする中山間地域の地方自治体や森林・林業に係る財政需要の大きな地方自治体に対し、手厚い配分がなされるよう譲与基準の見直しを求めるため、要望するものであります。

以上について、産業課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、地方自治法第99条の規定により意見書を提出することについては、妥当であると判断できることから、当委員会は、全員一致で採択すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 ただ今の委員長報告に質疑があれば、これを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

○議長 これより、討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

以上で討論を終結します。

これより、陳情第3号並びに陳情第6号について採決します。

○議長 本2陳情については、ただ今の委員長報告のとおり、陳情第3号については不採択とし、陳情第6号については採択とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、陳情第3号は不採択とし、陳情第6号は採択とすることに決定しました。

○議長 陳情第5号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書」について。

総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長 総務常任委員会が定例会6月会議において付託を受けた陳情事件について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、審査については、6月5日、第1委員会室にて開会いたしました。

陳情第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書

陳情者 田村市船引町船引字南町通52

日本労働組合総連合会福島県連合会

田村地区連合会

議長 美輪 佑樹

本陳情は、次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

陳情事項

地方公共団体が様々な課題に対応するには、地方財政の充実、強化が必要不可欠であるため、2024年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、物価高騰等も勘案しながら、歳入・歳出を的確に見積り、地方財政の確立をめざす必要がある。

このため、社会保障の維持・確保、地域活性化、デジタル化、脱炭素、物価高騰対策、地方公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財源需要を的確に把握した十分な地方一般財源総額の確保、子育て対策や地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援などの社会保障経費の拡充、自律的な地方財政の確立及び国税から地方税への税源移譲の抜本的な改善、新型コロナウイルス感染症対策の財源措置や情報提供、持続可能な地域社会の維持・発展に向けた恒久的な財源の確保、会計年度任用職員の処遇改善のための財源確保、自治体業務システムの標準化に向けた地域デジタル社会推進費の財源確保、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能を強化し、小規模自治体に配慮した段階補正の強化対策等を講じること。

以上について、財務課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、本陳情については、全員一致、採択すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 ただ今の委員長報告に質疑があれば、これを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

○議長 これより、討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結します。

これより、陳情第5号を採決します。

○議長 本陳情はただ今の委員長報告のとおり、採択とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、陳情第5号は採択とすることに決定しました。

……………付託議案の委員長報告並びに質疑……………

○議長 日程第3により、付託議案の委員長報告並びに質疑を行います。

付託議案の委員長報告を求めます。

総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長 総務常任委員会が定例会6月会議において付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は6月2日に日程設定を行い、6月5日、6日及び7日の4日間、第1委員会室において開会いたしました。

議案第51号 令和5年度三春町一般会計補正予算(第2号)について

本案について、財務課長及び企画政策課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けまし

た。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 　ただ今の委員長報告に質疑があれば、これを許します。

（なしの声あり）

○議長 　質疑なしと認めます。

以上で総務常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

○議長 　経済建設常任委員会委員長。

○経済建設常任副委員長 　経済建設常任委員会が定例会6月会議において、付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は6月2日に日程設定を行い、6月5日に3-1、3-2会議室、6日及び7日は第4委員会室において4日間開会し、審査を行いました。

議案第47号 三春町第三セクターへの公的支援について

産業課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第48号 町道路線の認定について

建設課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第51号 令和5年度三春町一般会計補正予算（第2号）について

産業課長及び建設課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 　ただ今の委員長報告に質疑があれば、これを許します。

（なしの声あり）

○議長 　質疑なしと認めます。

以上で経済建設常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

○議長 　文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長 　文教厚生常任委員会が定例会6月会議において、付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、6月2日に日程設定を行い、6月5日、6日及び7日の4日間、第3委員会室において開会し、6月6日には現地調査も行いました。

議案第46号 三春中学校校舎及び体育館LED改修工事請負契約について

教育課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第49号 三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第50号 三春町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案第52号 令和5年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

以上3案について住民課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第51号 令和5年度三春町一般会計補正予算（第2号）について

生涯学習課長、教育課長、住民課長、保健福祉課長及び子育て支援課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、賛成多数、

原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第53号 令和5年度三春町介護保険特別会計補正予算（第1号）について  
保健福祉課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長 ただ今の委員長報告に質疑があれば、これを許します。

15番影山初吉議員。

○15番（影山初吉議員） 議案第51号、補正予算（第2号）で、今報告の中で「賛成多数」と報告がありました。この補正予算のどの項目に反対があったのかお聞かせください。

○議長 答弁願います。

○文教厚生常任委員長 住民課所管に係るところで、賛成多数の意見になりました。

○議長 他に質問はありませんか。

○15番（影山初吉議員） いや、それだけではちょっと、内容についても。

○議長 内容について、答弁願います。

○文教厚生常任委員長 補正予算書のタブレットの17ページ。よろしいでしょうか。

一番上になります。戸籍住民基本台帳費ということでマルチコピー機械購入費というところで、この848万2,000円ということになりますが、その前のページにもなりますが、使用料及び賃借料、また、14の工事請負費から、この17ページの備品購入費。これについて、国から2分の1の予算が出るということで、コンビニにあるこのマルチコピーというか、それ同様のを、この庁舎の多目的ホール、ロビーですか、そこに設置するという予算であります。

このことについて、賛成多数というか、この費用をかけるに値するののかということと、これからこのデジタル化推進ということで、この書かない窓口ということで、住民課の何て言うんですかね、仕事が削減というか、人件費削減というか、そういう形から、この令和4年の補正で、町の方では単年度のこの事業交付ということで決定したということで、全員一致ということではなかったんですが、これから、町としては必要なんじゃないかということで、賛成多数ということになりました。

これは令和5年度以降には、この国からの具体的な指示が示されていないというか、補助金が今度出ない可能性もあるんですね。今回はこの900万近いようになってしまうのですが、国の補助もあり、国2分の1、町2分の1という形での予算となります。

以上です。

○議長 他にありませんか。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

以上で文教厚生常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

…………… 議案の審議 ……………

○議長 日程第4により、議案の審議を行います。

議案第46号「三春中学校校舎及び体育館LED改修工事請負契約について」を議題とします。  
これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第46号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第47号「三春町第三セクターへの公的支援について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第47号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第48号「町道路線の認定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第48号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第49号「三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第49号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第50号「三春町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第50号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第51号「令和5年度三春町一般会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第51号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第52号「令和5年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第52号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第53号「令和5年度三春町介護保険特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第53号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

発委第5号「三春町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、発委第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長 ただいま、総務常任委員会委員長より、発委第6号「地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について」、経済建設常任委員会副委員長より、発委第7号「森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書の提出について」が提出されました。

この際、日程に追加して議題としたいと思いますが、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、発委第6号及び発委第7号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。  
議案書を掲載をしますので、少々お待ち願います。

議案書の掲載は確認できましたか。

発委第6号「地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について」を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

総務常任委員会委員長。

- 総務常任委員長** 発委第6号「地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について」  
地方自治法第99条の規定により、地方財政の充実・強化を求める意見書を、別紙のとおり  
関係機関に提出するものとする。

令和5年6月7日提出

提出者 三春町議会総務常任委員会委員長 鈴木利一

- 議長** ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

- 議長** 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

- 議長** 討論なしと認めます。これより、発委第6号を採決します。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議長** 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

発委第7号「森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書の提出について」を議題  
とします。

提案理由の説明を求めます。

経済建設常任委員会委員長。

- 経済建設常任副委員長** 発委第7号「森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書  
の提出について」

地方自治法第99条の規定により、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書を、  
別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

令和5年6月7日提出

提出者 三春町議会経済建設常任委員会副委員長 佐藤一八

- 議長** ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

- 議長** 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

- 議長** 討論なしと認めます。これより、発委第7号を採決します。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議長** 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

..... 町長挨拶 .....

○議長 本定例会 6 月会議に付された事件は、すべて終了しました。  
ここで町長より発言があれば、これを許します。

坂本町長。

○町長 ただいまは全議案可決いただき、本当にありがとうございます。今回コロナ或いは物価高騰による経済的な打撃に対する支援、或いはデジタル時代、或いは観光振興に対する予算を計上させていただきました。速やかに実施することで着実に体制の強化、或いは進み方を力強く進めていきたいというふうに考えております。

昨日は、二十四節気の芒種でありました。これから雨空が続きます。そのあとには猛暑とも言われる夏が控えております。どうぞ皆様お体に気をつけていただきまして、ますますご活躍いただくことをお願い申し上げまして、簡単ではありますが、閉会にあたっての挨拶とさせていただきます。お世話になりました。

..... 散会宣言 .....

○議長 以上で、令和 5 年三春町議会定例会 6 月会議を散会します。ご苦労様でした。  
(閉会 午後 2 時 3 6 分)

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

令和 5 年 6 月 7 日

福島県田村郡三春町議会

議 長 佐 藤 弘

署 名 議 員 本 田 忠 良

署 名 議 員 橋 本 善 次

議案審議結果一覧表

議案番号	件名	採決	議決の状況
議案第46号	三春中学校校舎及び体育館LED改修工事請負契約について	全員	原案可決
議案第47号	三春町第三セクターへの公的支援について	全員	原案可決
議案第48号	町道路線の認定について	全員	原案可決
議案第49号	三春町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	全員	原案可決
議案第50号	三春町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	全員	原案可決
議案第51号	令和5年度三春町一般会計補正予算(第2号)について	全員	原案可決
議案第52号	令和5年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について	全員	原案可決
議案第53号	令和5年度三春町介護保険特別会計補正予算(第1号)について	全員	原案可決
発委第5号	三春町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	全員	原案可決
発委第6号	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について	全員	原案可決
発委第7号	森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書の提出について	全員	原案可決